

新潟県選挙管理委員会規程第13号

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会規程（昭和22年新潟県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第16条の4 （略） 2 （略） 3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、県の職員で総務管理部財政課及び市町村課並びに佐渡地域振興局企画振興部地域振興課に勤務する者をもって充てる。 | 第16条の4 （略） 2 （略） 3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、県の職員で総務管理部市町村課及び佐渡地域振興局企画振興部地域振興課に勤務する者をもって充てる。 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。